

騒音特定施設一覧 騒音規制法施行令 別表第1より

項	施設名	規模	項	施設名	規模
1	金属加工機		6	穀物用製粉機 (ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が7.5kW以上
	イ 圧延機器	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上		木材加工機	
	ロ 製管機器			イ ドラムバーカー	
	ハ ベンディングマシン (ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が3.75kW以上		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上
	二 液圧プレス (矯正プレスを除く)			ハ 碎木機	
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上であるもの		二 帯のこ盤	原動機の定格出力が製材用のものにあっては15kW以上、木工用のものにあっては2.25kW以上
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上		ホ 丸のこ盤	
	ト 鍛造機			ヘ かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上
	チ ワイヤーフォーミングマシン			8 抄紙機	
	リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く)			9 印刷機器(原動機を用いるものに限る)	
2	ヌ タンプラー		10	合成樹脂用射出成形機	
	ル 切断機(といしを用いるものに限る)			11 鑄型製造機(ジョルト式のものに限る)	
	空気圧縮機および送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上			
3	土石用または鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるいおよび分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上			
4	織機(原動機を用いるものに限る)				
5	建設用資材製造機器				
	ア コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く)	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上			
	イ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上			

振動特定施設一覧 振動規制法施行令 別表第1より

項	施設名	規模
1	金属加工機	
	イ 液圧プレス (矯正プレスを除く)	
	ロ 機械プレス	
	ハ せん断機	原動機の定格出力が1KW以上
	ニ 鍛造機	
	ホ ワイヤーフォーミング マシン	原動機の定格出力が37.5KW以上
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5KW以上
3	土石用または、鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるいおよび分級機	原動機の定格出力が7.5KW以上
4	織機	原動機を用いるもの
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95KW以上
	コンクリート管製造機 コンクリート柱製造機	原動機の定格出力の合計が10KW以上
6	木材加工機	
	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2KW以上
7	印刷機器	原動機の定格出力が2.2KW以上
8	ゴム練用または、合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30KW以上
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造型機 (ジョルト式に限る)	